

## 統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会（第2回）議事録

1 日 時 平成19年7月31日（火）14時00分から16時05分

2 場 所 総務省統計局 6階特別会議室

3 出席者

構成員：竹内啓座長、吉澤正座長代理、今泉典彦委員、大橋豊彦委員、高橋伸子委員、  
舟岡史雄委員

総務省：川崎茂統計局長、下河内司統計調査部長、飯島信也総務課長、杉山茂調査企画  
課長

4 議 題

- (1) 個人企業経済調査の取組の方向性について
- (2) 平成20年住宅・土地統計調査に係る検討の進め方について
- (3) 統計利用者、民間事業者からの意見聴取について
- (4) その他

5 配布資料

- (1) 個人企業経済調査の取組の方向性
- (2) 平成20年住宅・土地統計調査に係る検討の進め方
- (3) 統計の利用者からの意見聴取について
- (4) 民間事業者からの意見聴取の進め方

参考

- (1) 統計局所管統計調査の民間開放に向けた検討の視点
- (2) 個人企業経済調査の概要
- (3) 「個人企業に関する試験調査」のポイント
- (4) 平成20年住宅・土地統計調査の概要（案）
- (5) 平成20年住宅・土地統計調査試験調査の概要

## (6) 経常3調査（労働力調査、家計調査、小売物価統計調査）の概要

### 6 議事録

（開会、構成員あいさつ及び総務省側の紹介）

竹内座長 おそろいになりましたので、第2回懇談会を始めます。なお、本日は土屋委員は欠席です。

議題の第1は、個人企業経済調査の取組の方向について、ということでございます。これについて、資料1によって説明をお願いいたします。

柴沼補佐 ご説明申し上げます。資料1の3枚ものをごらんいただきたいと思います。

個人企業経済調査の取組の方向性ということで、現在、私どもの考えているものとして、都道府県に提示しているものでございます。

中身についてですが、基本的考え方といたしまして、この取組の方向性の背景となる考え方を述べてございます。昨年度の試験調査におきましては、これまでの説明の繰り返しの面もございしますが、都道府県単位の実査の民間開放については、適切な民間事業者であれば、現行の個人企業経済調査と同様の質を確保し得る、と考えられるような結果であったということでございます。

他方で、全国規模で行ったほうの試験調査につきましては、残念ながら満足な結果が得られなかった、したがって、全国規模の実査の民間開放につきましては、本体調査と同等の質を確保可能という結論を出すことができない、という結果でございます。

また、都道府県単位の試験調査で、良好な結果を上げた受託事業者につきましては、今後、規模や内容が類似した調査であれば、受託の意向を表明しているところでございます。

こういった事実を踏まえまして、取組の方向性といたしましては、3つの視点に照らして検討してまいります。この3つの視点につきましては、前回の懇談会でもご説明申し上げたところでございますが、基本原則と言ってもいいようなものではないかと考えておりますので、改めまして、参考1のほうに示させていただいております。

参考1をご覧くださいますと、検討に当たっての視点ということで、まず1つ目は、求められる質の確保、これが大前提であるということでございます。統計の正確性、信頼性等の確保が前提であり、したがって、調査ごとにどのような質が求められるのか、その水準となるものを精査いたしまして、民間開放に際してそれをいかに確保していくかという議論が必要になってくるということでございます。

2つ目として、業務の効率化・改善に資するというのも当然、民間開放の目的でございますので、それが可能であるということが前提になるということでございます。

3つ目として、役所の側の都合だけで民間開放をするということではなく、ちゃんと受け皿が存在するということが必要でございます。このような民間事業者の受託可能性がある程度見込めるといった材料を、検討の過程で得た上で、民間開放に向けて具体化を図っていくということが必要と考えているところでございます。

恐縮ですが、資料1にお戻りいただきまして、このような3つの視点、あるいは基本原則といったものに照らして、個人企業経済調査の民間開放につきまして、先ほど申し上げました試験調査結果に照らして検討いたしますと、まず、1つ目の質の確保ということでは、本体調査とおおむね同様の試験調査によってテストして、都道府県単位であれば、いい業者はいい結果を出したということでございますので、民間事業者の選定が首尾よくいけば、この規模であれば、質の確保は可能と考えられるわけでございます。

2つ目につきましては、もろもろの材料を示した上で、改めて都道府県の意向やニーズを確認するということによって、都道府県において実際、効率化に資するというのであれば、進めていくということになると考えてございます。

3つ目でございますが、先ほど申し上げたように、受託可能性についても、民間事業者側からは意向が表明されているということは申し上げたとおりでございます。似たような規模であれば、かなりの確度で受託可能性は見込め得る状態になるというふうに考えてございます。

ただし、昨年度の試験調査は、個人企業経済調査をモデルとしたということで、極めて本体調査と似たものでございますが、期間が1年ではなく半年であるとか、それから、本体調査に含まれております1年に1度の構造調査票が含まれていないといった違いもございますので、そのあたりの心証については再度、実施した事業者にさらに確認していく必要があるというふうに考えてございます。

このような内容を踏まえまして、取組の方向といたしましては、希望する都道府県で、平成20年度以降の調査にかかる実査の民間開放を可能とするために政省令改正等の措置を行っていくということで考えてございます。

また、民間事業者の選定がうまくいくように統計局から入札方法等を都道府県に提示していく。それから、民間事業者に、先ほど申し上げたように意向を再確認し、その情報についても都道府県に情報提供する。そういったことも踏まえまして、各都道府県の意向を確認するといったことを考えてございます。

このような基本的な考え方に沿って具体化した中身については、2以下で触れております。具体的方針といたしまして、民間開放の対象事務のところをご覧いただければと思いますが、民間開放の対象事務は、基本的に昨年度の試験調査で対象としたものをパラレルに考えているところでございます。調査票の配布・収集・検査、それから、調査対象からの照会対応、また、これらに付随する事務というものが民間開放の対象事務として考えているところでございます。

このほか、審査についても、現在検討中でございますが、これにつきましては、「1」のとおり、民間事業者が調査員に、今、都道府県が統計調査員にやってもらっているのと同じように検査を行ってもらう。また、現在都道府県がやっているのと同じように、調査員が検査をして提出した調査票について、民間事業者が審査して、未記入項目等があれば返すということをやった上で納品する、という責任を負うと考えてございます。昨年度の試験調査におきましても、これができていた業者、できていなかった業者というのは、かなり差が出ていたというのが、実際でございました。

それから、納品されたものについて都道府県がどのような審査を行うかということにつきまして、検討課題として考えてございます。全く同じような審査を行うということになると、審査の業務が若干、民間開放を行う場合に比べて、余分にかかってしまうという点がございまして、そのあたりは、どのような効率化の方策が可能か、検討してまいりたいと考えてございます。

次に、結果精度の質ということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、入札において適正に民間事業者を選定できるようにすることはもちろん、実施段階におきましてもモニタリングは適切に実施するよう、その基準・条件を、これまでの検討結果を活用しながら検討してまいりたいと考えてございます。

次に、コストということでございますが、各都道府県に対しましては、委託費が民間開放を理由として増える、あるいは減るということは、今のところ考えていない。そういうことについて、今、説明を申し上げているところでございます。

それから、契約期間でございますが、複数年とすることができるかどうか、そのあたりは各都道府県の契約実務によるところもございまして、法令上は、ここにございまして、当該年度予算において債務負担行為を設定する、ということによって可能と考えられるというところでございます。そのあたりは単年度にするか、複数年にするか、実際にやる際に、都道府県の契約実務を踏まえた検討が必要、ということになってくると考えてございます。

また、民間事業者からの意見聴取については、先ほど申し上げたとおりでございます。

次に環境整備の実施ということで、こういったことを可能とするためには、関係政省令の改正ということが必要になってくるということでございます。

最後にスケジュールでございますが、今、このような方向性につきまして、都道府県に意見を照会しているというところでございます。今のところ、中身を大きく変更するような意見というのは来ていないものと承知しております。8月中に、先ほど申し上げたような民間事業者への意向再確認といったことを行いまして、9月に方向性を固め、秋に統計法施行令の改正といった具体的の作業を進めていく。年度内にそういった作業をおおむね完了いたしまして、20年度からの民間開放が可能となるような環境整備を図る、ということで考えているところでございます。

個人企業経済調査の取組の方向性につきましての説明は、以上でございます。

竹内座長 ありがとうございます。

これについて、ご意見ございませんでしょうか。

舟岡委員 書かれている方向性についてはもっともな内容ですが、検討すべき視点として、考慮していただきたい点があります。民間への委託調査においては、とりわけ調査員の確保が困難だとの話をこれまで何度も聞かされました。幸いなことに、都道府県や市町村を経由する調査においては、これまで優秀な調査員を確保できていますが、そのような調査員は、多くの場合、他の職務に就くことなく収入のかなりの程度を統計調査に依存しています。政府の統計調査はそのようなベテラン調査員によって支えられているのが実状だと思います。個人企業経済調査は標本数も少なく、願いする調査員の数が少ないですから、この仕事が民間に委託されても、都道府県・市町村経由の調査を担ってきた調査員の仕事が大きく影響されることはないでしょうが、それを1つのきっかけにして、今後ますます地方公共団体から委託される調査業務が減ることになりますと、将来についての生活設計に不安をもたらすことになり、その結果、調査員のなり手がいなくなるとか、あるいは、これまで調査員をやっていた人が他の業務に就くとか、といった事態がおこりうると考えられます。都道府県ごとに、その影響の仕方が違うと思いますが、調査員にどのような影響を及ぼすのかを十分踏まえて検討する必要があると思います。

竹内座長 ほかにご意見はございますか。

私としては、最初の昨年度の試験調査結果のまとめの箇所ですけれども、これをまとめた意義からすると、第1に適切な民間事業者の選定により云々というところはそれでいいのかもしれませんが、適切な民間事業者を選定すればというより選定しなければいけないと表現すべき

ではないか、とまっているということが1つあります。

それから、これはもっと重要なことですが、積極的に受託する意向というのはそのとおりだと思うのですが、一方、去年の試験調査を受託したときには、赤字であるけれども当面、やむを得ず無理やりということではなく、将来性もあるという意味で受託したが、このままでは、今後も赤字だという議論がかなりあったので、その点は留意しないといけません。「こんな金額が続くのでは、もう嫌です」ということになりそうな雰囲気があったものですから、そこは留意していただきたいと思います。

舟岡委員 それに関してよろしいですか。

契約期間とも関係すると思いますが、契約期間を長くすることによって、コストをどこまで減らし得るかについて民間事業者の考えを聞いたほうが良いと思いますし、さらに都道府県においても、民間に委託することによって、人員その他の費用がどれだけ軽減できるのかを吟味すべきと思います。ちょうど福井県越前市で就業構造基本調査を民間に委託していますから、その検討等も踏まえて、都道府県や市町村の業務負担が本当に軽減するのかどうか、それがどの程度であるのかについて十分検討する必要があるだろうと思います

大橋委員 方向性としては、おおむねこれでいいと思います。2つくらい、趣旨を質問したいと思っているのが、まず、2ページの(2)の質の、「特に、入札については云々」と書いてある部分。これは何をいっているのかということ。つまり「価格のみではなく民間事業者の業務遂行能力を適切に評価した云々」というのは、総合評価をせよ、ということをしているのか、それとも総合評価というものは、入札においては必ずしもやる必要はないけれども、価格だけではちょっと困る、価格プラス民間事業者の業務遂行能力も考慮せよ、という意味合いでいっているのか、どっちなのかということです。要は、総合評価をやれといっているのか、総合評価をやれといっているわけではなく、民間事業者の業務遂行能力も価格にプラスして考慮しなさい、という非常に緩やかな言い方をしているのか、どっちなのかということが1つ。

それから、(3)のコストです。私はこの意味自体はいいと思いますが、もともと各都道府県の委託費交付額というのは、各自治体によって、例えば人件費的なもの、あるいはローカルなコストなどがあるのだから、それを配慮して、委託費の交付額に差をつけてもいいのではないかとこのように思います。つまり、極端に言えば、ここの意味は「実査を民間委託するか、そうではなく官で行うかどうかで差をつけない」という意味だろうと思いますが、委託費の交付額について、47都道府県すべて一律にというやり方であるかのようにとられる可能性もあるので、むしろ委託費交付額というのは違っていいのではないかと私は思うのですが、その辺

はいかがでしょうか。

特に入札との関係では、ある都道府県では入札の額はこのくらいだった、予算で100万円と決められた。ところが、ある県では、80万円で落札した人がいるとすれば、80万円の委託費を交付すればいいわけですね。だから、当然、差が出てくるのではないかと思われませんが、この文章の意味はそのような差も認めないというものなのか、その辺がよくわからない。そこをもう少し明確、明瞭に書いたほうがいいと思います。

竹内座長 大橋さんのご質問に答えていただけますか。

柴沼補佐 大橋先生のご指摘でございますが、ここの文章につきましては、繰り返しではありますが、委託費が民間開放に伴って増えてしまうというようなことになると、これは効率化にならないわけでございますので、そういった措置は考えていないということ、ここで書いているということでございます。

大橋委員 何に比べて高くなれば非効率になるということですか。

柴沼補佐 民間開放を行う場合と行わない場合とで、行わなかった場合に比べて、行った場合が、委託費を高くするということができないということでございます。

竹内座長 そのお答えでははっきりしないです。つまり、委託費というのは国から都道府県に渡すべきお金のルールがあるわけですね。そして、都道府県では民間開放するなりでその一定の額で事務を行うわけですね。だから、ここで問題なのは、国から都道府県に渡すべき段階の額についてであり、そこから先は各都道府県が使えるのであって、その場合にここで言っていることは、今まで法定受託事務で行っていたときと、同じルールで行くということですか。

柴沼補佐 都道府県が民間開放を行うかどうかは判断するわけでございますが、その際に、繰り返しになりますが、やるとなったときに増えるということだと。

竹内座長 それはわかりました。大橋さんがおっしゃったのは、もし儉約できたら、それは都道府県が儉約すればいいのであって、渡すべき金には関係ないということですか。

つまり、その場合に一定のルールがあるわけでしょう。委託費というのは、どれだけの大きさのサンプルについてはいくつというふうな一定のルールがあるはずですね。それで金額を計算して、あとは都道府県でやればいいということだけでないかと思うのですが、その場合に、事業によってルールそのもので差をつけることがあり得てもいいのではないかと、大橋さんはおっしゃっているわけですが、そういうことがないならないでもいいです。民間開放をするから特別に奨励金を出す、というようなことはしないということであれば、それはそれでわかり

ます。もともとそういうことはあり得ないだろうと私は思っていたのですけれども、ここに書いてあるのは、そういうことですか。

大橋委員 さっき私が説明した、ある県は100万円で民間開放をやります、他の県は80万円でやります、そういうケースがあったとしましょう。その場合でも、両県には、それぞれ100万円ずつ配ることになるのですか。

阿向補佐 若干補足させていただきます。先ほど座長がおっしゃったように2つの県に対しまして、交付基準に基づく100万円という場合、基本は100万円を交付することになってまいります。ただ、一方の県が80万円で落札して、20万円余ったということになりますと、都道府県で委託費の清算を行うこととなります。

竹内座長 返してもらおうのですか。

阿向補佐 そういうこととなります。もちろん残った20万円で、該当している統計調査の実施経費として別の事務に必要な部分が出てくるかもしれませんが、そういったものではなく、完全に残ったということになると、都道府県はその部分を国へ返すということになっております。

竹内座長 委託費というのは、一般的にそういうルールなのですか。

阿向補佐 そうです。結局、使う必要がなく、国で言うところの予算の不用みたいなものが発生した場合は、委託費を清算して国へ返すということとなります。

舟岡委員 委託業務に付随した業務に都道府県が予算を支出することは可能ですか。

阿向補佐 そうです。ただ、違う調査に使うとか、違う県費に使ってしまうと完全な流用ということになり、そこは禁じてございますので、そういう余剰額は清算していただくということとなります。先ほどの例で、ある県で個人企業経済調査について委託し20万円の落札差額が出たということですが、さらにプラス・アルファといいたいでしょうか、その個人企業経済調査において支出しなければいけない業務であるとか、付随して発生する費用とかがありますと、それはもちろん執行していただいても構わないわけでございます。それでもなお、例えば10万、15万円と余ったということになりますと、それは不用として清算することとなります。

大橋委員 余った場合はいいけれども、逆に100万円で入札して、実際に締めてみたら120万円かかっていたという場合に、その20万円はだれが負担することになるのですか。

阿向補佐 今のケースですと、100万円に対して120万円の予定価格を設定すること自体が、20万円分を県費で措置するという形のケースだと思います。私どもが100万円を渡しているとしたら、その100万円以下で予定価格を立てるとというのが通常だと思います。

大橋委員 超過分は県が負担するのか、事業者が負担するのか、どちらですか。予定価格が100万円として、100万円で入札して契約はなされたとします。そして、1年間、事業をやってみた結果として、100万円ではおさまらず、120万円になった場合、その20万円は、だれが負担するかというわけです。

阿向補佐 それは事業者です。

大橋委員 事業者が負担するのですね。

竹内座長 その場合はそれでいいのですが、100万円の予定価格でやってみたところ、それ以下のものは1つもなくて、価格をもう少し上げなければならなくなったというようなことが起こったときにはどうなるのですか。都道府県が自分の経費で負担して、少し上げることがあり得るのか、それとも、それはできないということで、そのまま国に返してしまうことになるのか、どちらですか。

阿向補佐 今のご指摘のケースですと、都道府県が県費を追加しまして、120万円で再入札を行うか、入札をあきらめるか、どちらかということになります。

竹内座長 それで、あきらめられて構わないのですか。

阿向補佐 受託可能な民間業者がないということになると、あきらめるということになります。

竹内座長 それで、我が県はやりませんと返されても構わないのですか。

阿向補佐 その場合ですと、今までどおり、他の都道府県と同じく、調査員をみずから任命いたしまして、従来どおりの調査を実施していただく、このようになります。

竹内座長 実施するというのを、都道府県に義務づけてあるわけですか。

川崎統計局長 法定受託事務だから、そうしていただく必要があるものです。

竹内座長 あるいは都道府県が自分の負担でお金を出して、損になって委託してもいいということですね。つまり、完全に一定の額で統計調査を完成することは、都道府県の義務というわけですね。余ったら返す、足りなかったら自分で負担するということですか。

下河内統計調査部長 しかし、法定受託事務でございますので、お金が足りなくて県費を出されますと、住民訴訟ということも考えられ、国の事務を都道府県が県費を出して行うことはあり得ないだろうと思っております。最後の方法としては、民間委託できず、100万円で落札する業者はありませんでしたという場合、直轄でやっていただくという方法があるわけですが、それでもお金が足りないということになりますと、最終的には、法定受託事務の委託費が足りないということを国と争うという方法に、なっていくだろうと思っております。県費

を自分で継ぎ足すということは、できないと思います。

竹内座長 そうすると、今のところ、そういうことが起こったら具体的にどうするのですか。結局、調査が行われないというわけにもいかないでしょう。

飯島総務課長 入札がうまく成立しない場合は、先ほど申しましたように、従来どおり、直接、都道府県が調査員を任命して事務を行っていただくということになります。

竹内座長 一度、民間開放をやってしまってから、改めて調査員でやるということが可能ですか気になるのですが。

飯島総務課長 そこは、従来からお願いしている調査員もある程度おりますので、うまく話を入れていただいて、個人企業経済調査の場合ですと、それほどの数の調査員ではないかと思っておりますので、全く不可能ではないかとは考えております。

舟岡委員 試験調査のときのように、再入札という方式はとらないのですか。

阿向補佐 再入札の選択はございます。その場合は、落札者がいなかったから、落札できるような形に仕様書を変えるということになります。ただ、今のケースでも満たさなくてはいけない条件がありますので、質を落として落札させるということは、判断としてはあり得ないと考えています。

舟岡委員 業者をお願いしてということになると、そこで貸し借りができて、どこかで決済することになり、あまり好ましくないだろうと思います。長期的な取引は合理的な算定にもとづいて、きちんと契約が履行されることが望ましいのであって、したがって、再入札の手法はあまり適当ではないと、私は理解しています。

竹内座長 つまり、金額のところをガチガチにしておいたら、どこかで行き詰まるではないかなという疑問があります。最初からお金の余裕があればいいんでしょうけれども、そもそも相当ぎりぎりのお金でやるとして、応札者がいなかったときに、あわてて都道府県で対応するというのは、個人企業経済調査のように小規模で、しかも1県だけというケースはともかく、もしこういうことが、もう少し大規模の調査でやることになった場合、応札者がいないから、急に都道府県でということではできないかもしれない。その辺をどうするのか考慮に入れておかないと、結局「やれませんでした」ということが起こるのが、一番困ると思います。

阿向補佐 ご指摘のとおりでございます。また、都道府県の話でも実はその辺が一番悩ましいと言っております。先生がご指摘の部分も、初回だけの話ではありませんが、2回目、3回目とうまくいっても、次に4回目、5回目でそういう事態が起きてしまいますと、そのときこそ本当は一番危なくなってくるという状況で、先ほどの個人企業経済調査の場合も、1回目に

調達をやったものの落札者がいなかったのが今までどおり、というのはできるかもしれませんが、3回、4回やった後にそうした状況が出たときに、すぐに都道府県で用意できるかとなると、厳しい面もあるかと思えます。そういったところは地方公共団体のほうも危惧してございまして、私どもも配慮していかなければいけない点だろうと思ってございます。

竹内座長 昨年の試験調査結果の中でヒアリングしたときに、相当無理をして受託したというふうに言っていた業者があったので、その点を考えますと、今後、やはり心配だと思います。だから今すぐにどうこうというわけではありませんけれども、そういうことが起こったらどうするかということは、少し考えておいたほうがいいのではないのでしょうか。

今泉委員 このコストは、受託可能性という話になると思うのです。昨年の受託事業者からのヒアリング結果の概要を見ると、試験調査Bを受託した事業者はいずれも赤字になったわけですが、契約金額に対する赤字の額を大まかに計算すると、評価結果の満足度が高かった会社の赤字率は6割前後。一方、相対的に問題点の多く見られた会社は、赤字率が3割から4割と、はっきり差が出ているわけです。コストと精度という二律背反の目的の達成がどれだけ大変かというのがよくわかります。入札に参加する以上、各社とも契約金額をギリギリまで下げているのでしょうから、最終的に民間業者が泣くのは目に見えているわけで、そうしたコスト面と質の精度を求めるところの両立というのは、やはり難しくなるというのが感想です。

竹内座長 昨年度の入札予定額は、普通にやるときの経費を基準に決めたものでしたか。どういう基準でしたか。

飯島総務課長 おおむね従来の積算方法にのっとる形で入札予定額は算出しております。ただ、もう少し長期の契約になった場合にどうするかというところは、先ほどご指摘いただいたように、さらに確認をする必要があろうかと思っております。

竹内座長 それは、ここに書いてあるように民間開放に伴って経費を増すことはしないということであれば、基準として大体昨年と同じ程度の金額になるのですか。つまり昨年と大体同じ程度のところで行くというのが、この方針になるわけですか。昨年、特別な事情があって低かったという場合は別ですけれども、そうでなければ、昨年の程度だとすると相当厳しいというのが実状だろうと思いますが、その辺はどのように、考えているのですか。

飯島総務課長 ご指摘のように、計算の考え方としては同じような形になりますので、コスト的には厳しいものになるかもしれません。ただ、年に1回の追加の調査票の調査分など、昨年の積算と若干変わってくる部分もございます。また、長期の契約にした場合、どうなるかというような話もあります。そのあたりを踏まえ、トータルとしてどのくらいのコストになって、

それに見合っただけで業者のほうで委託可能性が出てくるか、そのあたりを確認する必要があるか  
と思います。

舟岡委員 先ほど、調査部長のおっしゃったことに関連して、お伺いしたいことがあります。  
委託費交付額は、調査の規模によって定まっていますが、一方、統計専任職員費が国から別途  
交付されています。民間に委託することによって、統計専任の職員に要していた、勤務時間が  
節約できた分の費用を委託費交付額に上乗せして、予定価格とするようにはできないのですか。

飯島総務課長 専任費の扱いについては、ご指摘のような課題がございますが、今のところ、  
人件費につきましては、都道府県の職員に対するものでありまして、都道府県の職員の働きの  
代替というような使い方はできない状況です。

舟岡委員 実態として一般財源化していますよね。

飯島総務課長 個人企業経済調査の場合、都道府県の職員といたしましても、1人の職員が他  
の業務をやりながら、1人分の3分の1、4分の1といった形でやっているというのが、実態  
と考えておりますので、委託費の範囲内で基本的には入札を行っていただくという条件下でも、  
民間開放は可能ではないかというふうに考えてございます。

竹内座長 さっきの長期の契約のことですが、例えば、契約期間を複数年にするというのは、  
簡単にできますか。

阿向補佐 簡単かどうかと申しますと、難しい。

竹内座長 つまり制度的に。

阿向補佐 はい。

竹内座長 制度的に難しいこともあるけれど、これをやったら可能かもしれませんというよ  
うなことで始めるのは、まずいと思います。率直に言って、民間開放は悪いと思わないけれど  
も、去年の状況を見ていると、例えば予算が今のような制度で使い方もガチガチに決まってい  
て、複数年契約も実際に難しく、とういような下で、それできちんと精度のいい結果を、と  
いうのは相当不可能に近いと思っているものですから、あえて申し上げているわけです。私と  
しては、去年の経験では心配だと思いますが、どうですか。

阿向補佐 諸条件をクリアしていないものは心配ですし、むしろ私どもからしても、そんな  
委託はやめてくれと、言わなければいけないと思っております。

吉澤座長代理 今の意見ですけれども、一般に新しいビジネスを民間業者が始める場合とい  
うのは、1年間ですぐ黒字が出るかというようなことで始めるわけではなくて、継続して、例  
えば2年後とか3年後に黒字に転換できるかということでビジネスの計画を立てるので、力が

ある業者は最初のうちは、ある程度の赤字であっても、これは将来とも続けたいと思えば、それでやっていく。我々が民間事業者を選ぶ場合でも、そういう力のある業者を選ばないと、「1年目から赤字ということは絶対ありません」、「何とかその分を最初から出してほしい」というところには頼めないというのが、常識だと思います。ですから、あまり無茶なことを言ったら、後でいろいろと問題が起こるわけだけれども、適切に業者が考えて、数年間でちゃんと成り立つ企業にしていこうというのだったら、それはいいと思います。

ですから、ここで言っているコストについて、委託費交付額について差はつけないというような原則でもって、初年度、2年度、にも多少問題があるかもしれないけれども、やってもらうというようなことは、一般には許されることではないかと思います。

ただ、こういうところを育てようとする、事務の内容で、例えば照会対応などは、民間がやっている場合と国がやる場合とでは、例えば個人企業経済調査では、個人企業の方に、おたくは書いてなから出してくださいとか、ここはおかしいが本当の値はどうだなどというって問い合わせ照会をするときに、対応の仕方を誤ると調査を受けるほうの統計に対する信頼を損なったりとか、回答者負担というのを感じて、将来に悔を残すんですね。

ですから、例えば照会対応などに関しては、ふだん国がやることとは違うように丁寧にやってほしいとか、付随する事務の中で、国がやるよりは少し丁寧にやるとか、あるいは丁寧に情報をきちんと残してフィードバックするとかというような事務に関しては、プラスの費用をつけてもいいのではないかと思います。こういうのは、都道府県が実施するケースで交付する額以外に、民間の場合は、特にデータをとって報告してもらおうということはお金をつけていいと思うので、そういう点は考慮しながら、幅を持たせていくというやり方もあるのではないかと。そのほうが、民間を将来育てていく上では、いい情報が取れるというふうに思います。

竹内座長 先ほどの説明では、そういうことは難しいという話だったと思いますが。

吉澤座長代理 そこは仕事内容を明確にすれば、できるのではないですか。

阿向補佐 吉澤先生がおっしゃったところは、ヒントをいただいているような気もしてございまして、例えば、個人企業経済調査にかかわらず、むしろその後の規模の大きな調査につきましても、調査方法の見直しが絡んでまいりますので、そういったときにプラス・アルファの質を高める業務を行うものに関しましては、例えば民間委託を前提とした交付というものないわけではございません。その中では、今の交付金額の見直しを行うという話も検討できると思っております。

ただ、現状でやっているものをプラス・アルファさせるということは、財政当局側としまし

でも、私ども要求する側としまして、難しいというのが現実でございます。

竹内座長 吉澤さんがおっしゃったことは私も賛成ですが、それが可能ならぜひやっていたきたいし、それから、今の段階では、去年うかがったところでは、本当に相当赤字だということでしょうから、2、3年程度では、とても元がとれるようになるとは思えなかったんですね。何十%も赤字というような状況では。

舟岡委員 先ほどの契約期間が長くなればコストがどれだけ軽減し得るかという点に関してですが、個人企業経済調査の試験調査では良い結果を残した業者が2社ありましたね。その原価明細を出していただいて、ほかの一般の企業から受託した調査と比べて、国から受けた調査で、どの作業で余計にコストがかかるのか、あるいは安くなる場所があるのか、それぞれでどんな費用構成になっていて、それは継続して引き受けることによって減らし得るものかどうか、そういうことを判断できるような基礎的な情報を提供してもらうのは無理でしょうか。

竹内座長 前もおっしゃったけれども、そういうことを求めるのは難しいと思います。原価コストを全部開示というのは、無理な要求だと思います。

舟岡委員 出してくれなければ仕方ないですが。

下河内統計調査部長 予定価格の設定に当たりまして、その内訳を表示するというのは、多分難しいのではないかと思います。

舟岡委員 予定価格ではなくて、業務が終了した業者で実際にどれだけの費用がかかったかという実績の計数ですが。

竹内座長 決算上、実績でしょう。

舟岡委員 そうです。決算といっても、それは丁寧に取り繕った決算数値でなく、実際ベースの数値を。

竹内座長 それでもルールからして無理だと思います。こちらは買い手です、売り手のあなたの利益はどこから出てくるのか、全部出してくださいとは、買い手のほうからは売り手に言えないでしょう。

舟岡委員 赤字だったわけですから。

竹内座長 赤字と言っていることを信用するしかないわけで、どこが本当に赤字ですかと全部突っ込むことはできないでしょう。

柴沼補佐 竹内先生のおっしゃるとおり、基本的に業者にお願いして出していただける範囲で情報をいただくということでございます。ただ、試験調査の際にもいろいろと情報提供にはご協力いただきましたので、可能な範囲で情報提供をお願いしてみたいと思います。

竹内座長 この部分をもっと削れるのではないかと、こちらから言うことは、無理だと思いますよ。

大橋委員 個人企業経済調査について、来年度以降に民間委託するときに考えるべきことはいろいろここに書いてあるんだろうと思いますが、その中で、私は一番大事なことのひとつとしては、竹内先生がさっきおっしゃったように、試験調査の教訓として民間事業者にかなり負担を課しているという状況が見られたので、そういうことをなくするにはどうすればいいのかということを、真剣に検討していただきたいということだと思います。その一つの方策として、この個人企業経済調査を実施するために、民間事業者の責めに帰さない何らかの理由によって、予期せぬ出費増が事業者の側に生じたときには、決算の段階で、そういう事業者の責めに帰さない予期せぬ出費増については、何かの形で委託費の上積みといたしますか、そういう措置がとれないのかどうか。契約上はどうなっていたんですかね。ある意味では、この問題というのは、どちらがリスクを負担するかという問題ですね。もともと事業者のほうの責任、リスクといたしますか、それは当然、事業者が負担してもらっただけけれども、そうでない場合にどうするかということです。

飯島総務課長 通常どういう場合があるのか、想定できないところはありますが。

大橋委員 いつも思うのは地震か何かですが、今回のケースでも調査について非常にお金がかかるというような状況、これは契約の段階では予期していないわけですね。

飯島総務課長 おそらく、契約の中でそういう予期せぬところはまた相談するということになっていると思います。

大橋委員 出費増については、県が負担するということになっているわけですか。

柴沼補佐 基本的に官であれ、民であれ、ご指摘のような事態があれば、国の側である程度負担することを考えなければならないということはあるかと思います。

阿向補佐 少なくとも、民間側のほうで契約事項に反するといいましょうか、いわゆる対象業務以外のことでリスクが発生し、その部分を民間が請け負わなければいけないということはないので、それでもやってもらうというのであれば、別途契約をし直す、もしくはは予定を変更して、その分お金を追加してやってもらうということではないかと思います。

飯島総務課長 そういうケースは、都道府県が直轄で行う場合も、必要に応じて委託費を追加で交付するような形で、予期せぬケースが起こった場合は調査ができるような措置というのを考えますので、民間が行う場合でも同じような対応になるかと思います。

高橋委員 というのは、前回も申し上げましたけれども、民間開放というのは、一般的には

民間が魅力と思うから入ってくるというものだと思うんですけども、そのような民間を育てるということなのだとお伺いして、これは大変なことだなと思っています。

民間の調査会社について、まずお伺いしたいんですけども、この会議では、以前、いろいろ調査をなさっていると思うんですが、調査会社のビジネスモデルというのは、きちんと分析されて、どこに参入するインセンティブがあるのかということをお調べになっているのであれば、お聞かせいただきたいということと、この個人企業経済調査に限らずで結構ですが、民間で調査会社というのがどのくらいあって、既存の事業者が官のものを、どのように受託可能な業者がどのくらいいるのか、あるいはテストの段階で受託可能な業者であっても、インセンティブがなければ入ってこない、魅力的でなければ入ってこないと思うので、その辺をどのように分析なさったのか、というのが1点でございます。

もう1点は、舟岡先生もおっしゃっています統計調査員、現在やっぴらっしゃる方々の身分、待遇というのはどうなっているのか。つまり一般的に考えると、こういう事業というのは、今の人たちが入らないのであれば、当然、新規の事業者が参入してくるというのが当たり前だと思うんですけども、新規の事業者が参入するにしても、民間の調査会社も調査員を抱えているわけではないですから、集めて調査をなさるわけだと思うので、現在の統計調査員をうまく使うことができるかどうか、民間でやると賃金が落ちるからやりたくないのかとか、その辺がわからないので、その2点について教えてください。

柴沼補佐 調査会社のビジネスモデルとまでは必ずしも立ち入って調査会社からお話を伺っているわけではありませんが、例えば、試験調査を受注した企業においては、それぞれ地域において企業対象の調査を頻繁に行っており、調査対象地域にも頻繁に調査員が足を運ぶ機会がある。その際に、他の調査もあわせて受注していると、彼らの効率化を図れるといったようなことも、背景にはあるようで、そういった声は聞いてございます。

それから、統計調査員の身分ということでございますが、今、都道府県や市区町村が実施する場合、非常勤の地方公務員という形で、その都度統計調査員を調査に応じて任命いたします。その統計調査員の方々ですが、調査ごとに単価も違いますし、必ずしも官の調査ばかりをやっているということでもないようです。人によっては民の調査や官の調査、いろいろなものを受けて、月に何本も調査を受け持っておられる方もいる、といったような実態があるようでございます。

竹内座長 今まで民間の調査会社がやっている調査と、国の統計調査とでは、仕事のやり方がかなり違うところがありますね。そういう意味では民間会社のほうは、その点、不慣れで、

よくわからないところがあったんだろうと思います。ゆえに、率直に言って赤字だったということだと思います。事前にどこにどれくらい手間がかかって、どこにどれだけコストがかかるか、民間のほうであまり十分に見通しができなかったということもあったようですから、そういう意味でいえば、ビジネスモデルをつくるまで情報が行き届いていない、情報が共有されていないと思います。それが1つです。

それから、調査員については国の調査に使われる登録調査員制度があるわけですが、そういう調査員を民間の企業のほうも、有効に使っていただけるようにするほうが望ましいと思うんですけれども、そのような制度はまだできていないということですから、そこはどうしたらいいでしょうか。

ただ、国の調査のときは直接やるときは臨時の公務員身分をつくりますが、民間企業に雇われたらそういうことにはならないですね。その辺は違うと思います。

この問題について、時間がかかりましたが、これは大事なポイントであると考えています。

吉澤座長代理 もう一つ、いいですか。

入札方法等の基準・条件の提示の中で、受託事業者に対する確実かつ定期的な監督、モニタリングの実施というのがありますが、この辺のところも非常に大事だと思うのは、受託された民間事業者がどのくらい県なり国に情報を出してくれるかというのは、お互いの信頼関係だと思うんです。ですから、この信頼関係をきちんと構築するという視点でやる必要があるので、視点として1、2、3点ありましたが、一方で、民間側の視点も必要です。きちんとこういうものが成り立つためにお互い信頼関係を構築するという視点があって、そういう視点で監督だとかモニタリングのこともやる、そういう中でコストの情報なんかも出せるような関係も作らないとならない。

アメリカのセンサス局へ行ったときも、契約の方式で、あるところでコストダウンできたら、その分はちゃんと分けるというやり方もあるようです。ですから、そういう点は信頼関係を持って、将来はやっていくという態度が必要ではないかと思います。

竹内座長 大橋さんがおっしゃったことでお答えいただいているのは、入札について価格のみではなく云々ということは、これは総合評価の意味ですか。それとも、単に考慮するということなのか、どちらでしょう。

柴沼補佐 総合評価を基本として考えていただくということを念頭に置いているものであります。ただ、都道府県によって総合評価をどういう場合にできるかということは、それぞれの県の契約実務によるところがありますので、そういう書き方をしていないということでござい

ます。

竹内座長 それでは、次の議題に行かせていただきます。その次は、住宅・土地統計調査に関する検討ということですが、それについてご説明ください。

柴沼補佐 それでは、ご説明申し上げます。資料2をごらんください。

住宅・土地統計調査につきまして、今の状況をご報告というような中身で住宅・土地統計調査にかかる検討の進め方の資料です。

まず、留意点ですが、前回の繰り返しになる部分が若干ございますが、住宅・土地統計調査につきましては、調査事項、さらには調査票の回収方法、そういったものを含めて調査方法の大幅な変更を検討しているところでございます。このため、7月時点で試験調査を実施しているところでございます。この試験調査の結果につきましては、分析まで含めますと9月ごろまでかかってしまうということですので、その結果も踏まえつつ検討を行う必要があるということ、若干タイトなスケジュールの中で検討を進めなければいけないという状況がございます。

その中に、試験調査のうち、川崎市にご協力いただき、約210世帯を対象といたしまして、民間委託方式での試験調査も行っておりますので、その結果も検討の参考にしてまいりたいと考えております。

それから、調査方法につきましては、現在都道府県に私どもから照会しているところです。そのような検討の背景及び視点といたしましては、調査環境の変化、それから市町村における事務負担、そういったものを考慮しております。

調査方法につきまして現在検討しているのは、世帯の任意封入方式とこれによる調査員の回収を基本としていくというものです。この中で、一部の市町村においては新たな調査方法を導入しようということを検討しております。全世帯封入によって世帯のプライバシー意識の高まりに応えるといった方法。またオンライン回収を導入し世帯がインターネットで答えたいという場合にはインターネットを選択して答えることができるようにする、そういったことも検討しているところでございます。

これらの調査方法につきましては、現在、都道府県、市区町村に意向を照会中でございまして、その意向を踏まえて最終的に決定してまいりたいという状況でございます。

そういった都道府県の意向の出具合を見ながら、民間開放のあり方についても考えてまいりたいと思っております。8月には都道府県、市区町村の意向がそろってまいりますので、それを踏まえ、住宅・土地統計調査における民間開放のあり方について、具体的な方法を定めてまいりたいと考えているところでございます。

検討の進め方、スケジュールについてですが、7月から8月にかけて、今申し上げたような検討、あるいは地方公共団体への照会を行い、9月に試験調査の結果の分析・検証とあわせまして、民間開放の方向性も踏まえた調査実施計画案という形で作っていきたいと思います。

その後、10月以降は統計委員会での審議といったものがございますので、調査実施計画案もそれに間に合うように作ってまいりたい。また、調査実施計画案によって、実際には民間開放を行う場合、どういう業務が対象かということが固まってまいりますので、それを民間事業者にお示しして受託可能性について意見を聴取するといったことも可能になってまいります。そういったことを踏まえ、都道府県、市区町村が判断するに必要な材料を集めまして、10月中に各都道府県を通じまして、民間開放について意向を照会するという段取りを考えているところでございます。

住宅・土地統計調査の状況については、以上でございます。

竹内座長 ご質問ございますか。

高橋委員 世帯の任意封入による調査員回収というのと、全世帯封入による調査員回収と、これは何を比較するために、この2つの方法を検討されているんですか。

柴沼補佐 封入の方式について、任意か最初から全部封入を前提にするかという違いがございます。一つは、調査員が世帯にとって身近な方がお伺いして調査に当たっているという場合もございますので、そういう場合は、地域によっては、任意ということになってはいても、調査員との関係で「あなたには見せられないんです」という形で封入にして調査員にお渡しするというのはなかなかできないといった声もございます。そういった声に配慮して、全部を封入にした場合どのようなことになるのかということ、場合によっては一部の市区町村で施行するといった可能性も含め、検討しているということでございます。

高橋委員 任意封入の場合には、未記入の欄があるかを見るとかがあるんですか。そうでなければ、全封入に思うんですが、任意にするというのはなぜですか。

飯島総務課長 任意の場合ですと、世帯によっては封入しないで出していただくケースがございますので、その場合は、調査員がその場で確認をして、調査の現場に一番近いところで、エラーを防止することができるというメリットがございます。

高橋委員 そういう確認ですか。そのまま受け取って、足りないところがあった場合には、そのままにする、あるいは第三者が、もう一度追跡で調査するという、そういう手間が違うということなのでしょうか。

飯島総務課長 そういうことです。全封入の場合ですと、逆に特にプライバシー意識の高い

都市部で、協力したくないというようなことが少なくなって、より回収を確実にすることができるといふ、それぞれのメリット・デメリットがあるかと思ひます。

高橋委員 それは、それぞれの地域にあわせてやるということだ、その2つの方法を、同じようなところでやって回収率とか、そういうことを見るときという実験ではないんですね。

川崎統計局長 私が言っていることが違ったら訂正してほしいんですけども、今、先生がおっしゃったように、全封入だったら回収率がどう違うのかというのが関心です。それから、全封入になれば回収率は悪くなるのか、あるいはよくなる可能性は実はゼロではないのか、そういうところはぜひ把握していきたいと思ひます。

高橋委員 地域によって任意を選ぶとかということではなくて、同じような属性の地域に、100世帯はこうやって、100世帯はこうやる、というふうに受け取ってよろしいですか。

川崎統計局長 完全な実験計画のようなどころまで組んでいるかどうかは別として、できるだけそういう比較ができるようにというつもりであり、実際、記入や協力の場合にどういふ影響があるかというのを比較してみたいということだ。

竹内座長 試験調査のときにも、本調査でも1と2の両方あり得るのでしょうか。

柴沼補佐 今年度就業構造基本調査を行います、この調査でインターネット調査をすべての地域で実施するということまでは至っておりません、ごく一部の地域で導入したという状況でございます。それと同じような取組は、この住宅・土地統計調査でも、一部の市区町村で、例えばオンラインの回答はできるような方式を導入する、といったようなことで行っていきたくて考えているところでございます。

竹内座長 そこで、私が気になるのは、そういうことをこれから決めようというときに、例えば民間開放というようなことをやるときには、どういふふうに出すのですか。ここではこういふ方式でやる分について、民間に開放して入札してもらう、そういう形になるのですか。つまり本番の中でもこういふ試験的なことをやられるというのは必要だと思ひ、それはそれでいいですけども、そのことと民間開放とを同時進行させて混乱が起らないかなというのがちょっと心配です。

飯島総務課長 試験調査で、全封入のケースと任意封入のケースと、いろいろやっております、その結果を踏まえて本調査の方ではどういふ形が最適かというのを検討していく。その調査方法について本調査のほうの調査方法が固まると並行する形で、本調査の民間開放についてどう考えるかというのを検討するということだでございます。

竹内座長 川崎市で回収時の内容確認を行うとあるが、川崎市というのは大都市としての問

題があるため、そういったところでやるのはいいけれども、問題ないところでは、例えば調査員が訪問して回収時の内容確認を行うということになるかもしれないですが、そのことを、いつ、どういう形で決めるんですか。

舟岡委員 客体に対する意識調査を既に実施していますが、その結果によれば、民間事業者が調査する場合には、個人情報が増えることを危惧しているとの回答が非常に多かったです。そうしますと、今回、まさにそのこととの関連が非常に強く出ることとなります。これでは、2つの要因をテストしていることになり、そこで出た結論をどのように解釈すべきか悩みませんか。

柴沼補佐 民間委託方式の地域とそうでない地域とで、同じ方法をやっております。その両者を比較することによって、ご指摘のようなこともある程度はわかるかと思えます。

高橋委員 コールセンターに関してお伺いしたいですけれども、民間がやる場合には、電話確認とか、そういうふうなことが必要になってくると思うのですが、どのように入れる予定なのか教えていただきたい。これは、重要なポイントだと思っています。私も民間からの調査のときに、そこがちゃんとしたところなのかどうかというのは、電話調査なんかでも、インターネットでも聞くわけです。その場合に、「ここに問い合わせてください」という場合もあるし、向こうから電話して来たり、ネットで来たりしたわけですから、そもそも「ちゃんとしたところから、もう一度ご連絡をします」というケースもあるわけで、どういう方法をとられるのかというのが気になりますが、いかがでしょうか。

土井係長 住宅・土地統計調査の担当でございます。現在、民間事業者のみならず、世帯からの照会につきましては、別途照会用のコールセンターを設置することを検討してございます。どの事業者が受注しても、世帯の方はコールセンターのほうに電話をしていただいて、そちらのほうで確認していただくということになるかと思えます。

また試験調査におきましては、川崎市で、現在統計局が民間委託の試験調査を行っておりますということを、統計局のホームページにも掲載する形で信頼性を向上するということは、あわせて行いました。

高橋委員 そうしますと、コールセンターは統計局の設けたコールセンターで、0120か何かで、全部受ける、一本化しているというふうに解釈してよろしいですか。

土井係長 現時点で検討しているところはそういうことでございます。全国で複数設置しても、設置コストとの見合いということもあろうかと思えますので、住宅・土地統計調査におきましては、想定される入電数の比較で、全国一本のコールセンターを統計局が設置して、地方

自治体にかかるだろう、そういう照会についても、あわせてコールセンターのほうで一手に受けるということを検討しているところでございます。

竹内座長 21万調査区、350万世帯ということで、非常に大規模な調査ですから、この調査をどういう形で分割して民間委託するのかということについては、個人企業経済調査の場合とは随分違うと思います。住宅・土地統計調査の民間開放についてはどういうイメージを持っておられるんですか。

柴沼補佐 就業構造基本調査と同じように、基本的には市区町村がやっている事務を民間開放の対象としていくということを考えてございます。現実問題としては、市区町村のうちで民間事業者の受託可能性を考慮すると、民間開放ができる市区町村の規模というのは、ある程度のレンジにおさまってくるかと思えます。例えば人口が10万とか20万とかあたりまでが、実施できるところかなという気がしておりますが、そのあたりは精査する必要があるかと考えています。

竹内座長 コールセンターは、さきほどのお話のように統計局が一本化して、コールセンターの業務分は民間委託には入れないのですね。問い合わせが来るのは、全部そちらに出してくださいということで。

柴沼補佐 調査票の回収等とは別のものでコールセンターに。

竹内座長 ですから、調査票を受け取った人が、これは本当の国の調査かどうかというので問い合わせたいといったことがあったときには、その問い合わせは全部国のほうで受ける、そういう発想ですね。

川崎統計局長 統計局が委託した業者ですね。

竹内座長 照会対応は業者が一本化してやる。統計局が委託するのは、別途コールセンター業務一般で、これは国が直接、地方自治体が行っているものも全部含めてということですね。

川崎統計局長 そうですね。

竹内座長 どういう問題が起こるか、やってみないとわからないですが、まだ調査計画の細目も決まらない一方で民間開放を進めるといのは、無理があると思うところはあると思いますが、それは無理のないようにやっていただく必要があるということかなと思います。

舟岡委員 民間開放による調査精度の確保の検証は、どういう観点から行う予定ですか。

柴沼補佐 前回との比較でございますとか、試験調査では地方公共団体の中から似たような規模・条件のところを幾つか選定してございますので、それらで得られた結果精度、そういったものを参考にして検証してまいりたいと想定してございます。

舟岡委員 今回調査については、建物調査票が新しく導入されていて、これは調査員がみずから記入して調査票を完成させる仕組みですね。この結果の精度がどれだけ高いかについては、記入欄が全部埋まっているから精度が高いとは言えません。その検証について、かつて住宅統計調査と呼ばれていたときは、今よりもっと調査規模が大きくて、480万世帯程度の客体を対象としたクラスターサンプリングによる調査でしたが、その10年前、15年前に、川崎市の調査区で今回と重複しているところがあれば、同じ客体についての建物情報を、当時の調査結果とマッチングして精度検証することはできないでしょうか。

川崎統計局長 現実的に難しいと思います。そこまで時間がたつと、住宅の状況など、大分変わってくるでしょうから、観念的にはあり得るかもしれませんが、どこまで有効かは客観的に疑問な気がします。

竹内座長 他にご意見はございませんか。

大橋委員 原則は、調査員回収・任意封入でやると書いてあり、一部市町村においては、全世帯封入、郵送、オンラインでやると書いてあるけれども、大体一部市町村というのは、どのくらいの数のものを考えておられるんですか。

土井係長 現時点では、まさに現在市町村に照会をしているところでございまして、その温度差についても測りかねている部分もございまして。また、試験調査の結果を踏まえるべき部分もあると思いますし、今の時点で幾つというのはないですけども、逆に市町村のほうでやりたいとするところが最大になって、そこから実施体制や、本当にできるかというところを検証して具体的に絞っていくという作業になるかと思います。現時点ではまだ確たる見積もりがある状況ではないということではあります。

大橋委員 そうすると、市町村の返事を待って、やりたいというところが来たらということですか。

柴沼補佐 その中から選定していくということになるものと想定しております。

舟岡委員 全封入ということになりますと、市町村の負担が増えますよね。民間委託ならば、市町村の負担が増えない方式の採用が増えるのではと予想されますが。

柴沼補佐 民間開放するかしないかの前に、まず全封入にするかどうかの検討があり、その後で、全封入をやるという市区町村があった場合に、そういうところでの民間開放をどうするかというのを検討していくという順番になります。その際に、全封入の場合の審査業務というのはかなり手間がありますので、その市区町村の負担をどうするかというのが1つの課題というふうに認識しております。

舟岡委員 市区町村ではなくて、受託した民間事業者ではないですか。

柴沼補佐 受注した民間事業者が審査業務をやっていいかどうかということも含めて、検討する必要があるというふうに考えております。

大橋委員 さきほど先生がおっしゃったコールセンターのことですが、コールセンターに電話をかけてくる人というのは、調査票に記入する人というよりも、むしろ調査員の方が、外側から住宅を見て、これはどういう種類の住宅なのか、よくわからないというようなときに、コールセンターにかけてくるようなケースのほうが多いですか。

土井係長 調査員さんが疑問点をコールセンターに照会するということは、場合によってはあるのかもしれませんが、一義的に、調査員さんからの照会対応については、調査員の指導というのを指導員さん、あるいは市町村の職員さんが行っておるわけで、そちらのほうの系統で説明していただくということになるかと思います。

阿向補佐 コールセンターの使い方としましては、先生がご指摘のように、職員に対するヘルプデスクと、調査対象者に対するヘルプデスクと2つが一応考えられます。ただ、前者につきましては地方公共団体が任命している職員に対して、国などからの委託先事業者が指示を出すような形が本当にいいのかどうか。ヘルプデスクという形にしますと問題がなさそうですねども、「このように動いてください」とかいう指導をしてしまいますと、任命関係のところでおかしなことになってしまう部分もあるかと思います。そういう課題はございますけれども、方法論としてはコールセンターの対象範囲としては二面性を持っているのではないかと考えてございます。

どちらかといいますと、コールセンターの使い方としましては、調査対象者の方々からの苦情でありますとか、質問、問い合わせ、これに市町村、都道府県が忙殺されている部分かなりございますので、そこにコールセンターを使っていくというのも1つの有力な案だと考えております。

大橋委員 そういう、コールセンターに関連していえば、調査票に記入する人の利便ということを考えてみると、コールセンターにすべて照会、その人たちが持った疑問なんかを照会するのを一元化するというのは、まずいと思うんですね。いろいろな照会のルートを残しておいたほうがいいと思うんですね。例えば直接、県に聞くとか、場合によっては、市町村に聞くとか、そういう道も残しておいたほうが、調査票を記入する人にとっては便利だと思うのだけれども、そこはどうなっているんですか。疑問がある場合には、すべてコールセンターに聞きなさいとなっているのか、いろいろの選択肢を与えているのか、どちらでしょうか。

土井係長 コールセンターを置きまして質問をここで受けますよ、というふうに世帯の方には周知はいたしますが、だからといって市町村にかけてきた電話についてコールセンターにかけ直すように、というようなことは考えておりません。市町村にそのような照会があれば市町村で対応するし、調査員に面接しているときに質問があればそこでお答えすることも、当然にあり得ます。

大橋委員 疑問に対する照会については、コールセンターだけでなく、いろいろな照会先を書いたものを記入者に渡しておいたほうがいいですね。一元的にコールセンターでしか受け付けられないというふうな印象を与えるのはよくないと思います。

竹内座長 コールセンターにかかってきた質問を、内容によってはどこかへ回すということはあるわけですか。

土井係長 コールセンターというのは、ある意味、定型的な質問に対応することになるものと考えております。お答えというのはマニュアルで説明できる部分はありますけれども、個別具体的な事例についての説明というのは、現場でないとわからないということもありますので、コールセンターにかかってきた電話の内容を、逆に現場の市町村さんに事案として送付するということは事務の流れとしてはあり得ると考えております。仮にコールセンターにかかってきて、コールセンターでは対応しかねるという案件は、市町村が処理するということにはなりません。

竹内座長 他にご意見ありますか。

今泉委員 基本的なことですけれども、従来のやり方でいうと、350万の世帯に対して調査員が配置され、その調査員に対して指導員の立場にある方々も配置されるわけです。そうした指導業務は、民間委託をしたときには、事業者のところでやりなさいという整理になるのでしょうか。

柴沼補佐 指導員の業務を含めて、調査票の配布・回収にかかる業務を包括的に委託というのを想定しているところでございます。

舟岡委員 国勢調査の検討の研究会があり、そこで国勢調査をどうするかの方が打ち出されることになるかと理解していますが、その結論を踏まえないと、この住宅・土地統計調査を軽々に民間委託はできないと思います。住宅・土地統計調査は、ある意味では国勢調査の準備的な役割も多少担っていると思います。しっかりとした指導員の体制、調査員の体制が確立できないと国勢調査が円滑に行えないとの判断が、これまでの経験を踏まえてなされていたと思いますが、国勢調査と切り離して住宅・土地統計調査を単独で検討するといろいろ問題が起こ

り得るのではと懸念しています。

竹内座長 私は逆の見解でして、つまり国勢調査に果たして民間開放を導入するかどうかという話は、まだ議題になっていないと思いますが、そののところはどうでしょうか。

川崎統計局長 国勢調査は、ある意味、別格ではないかと思えます。住宅・土地統計調査のほうで仮にうまくいったとしても、ア priori に国勢調査も同じやり方をするという議論になるかどうかというのは、別問題だと思えます。

舟岡委員 住調の民間委託がうまくいくと、国調が従来と同じやり方では期待するような精度が得られなくなるのではないかが懸念されるということなんです。

竹内座長 どういう意味ですか。

舟岡委員 住宅・土地統計調査は、指導員と調査員の規模が、ちょうど国調の数分の1で、国調の2年前に実施されます。住調の経験を踏まえて、市町村は国調に取り組みますが、住調を民間開放することになりますと、国調の時に経験がないまま1から調査の仕組みをつくるということになり、どこまで円滑にそれが可能なのかという懸念されます。

竹内座長 それは私の予想では、市区町村の大部分が住宅・土地統計調査を民間に委託して、都道府県や市区町村が統計調査のツマになるというような状況が起こるとは思っていない。つまり民間委託が行われても、ごく一部に限られるだろうという予想であって、そうであれば国勢調査に対する影響はほとんどないだろうと思っています。もちろん一部の市区町村では、そういう経験がなくなるために問題が起こるかもしれませんが、私はむしろ、もし国勢調査の場合も民間委託をとというようなことに対処するために、先にこういうことで経験を積んでおくより仕方がないというふうに、私は思うのですけれども。

柴沼補佐 住宅・土地統計調査は平成20年度に実施する調査でございますが、国勢調査につきましては、平成20年度中に民間開放をどうするかということを考えていくということで、計画に定めてございますので、住宅・土地統計調査の状況を見ながら判断するということになるかと考えております。

飯島総務課長 恐らく、今度の国勢調査は大分調査方法も変わるでしょうから、今度の住宅・土地統計調査で一部に全封入とか、郵送、オンラインというのが出てくるとすれば、逆にそのあたりの経験を、国勢調査に向けて、それ以外の市町村にも新しい調査のやり方も経験を広めて、次回の国勢調査に臨むような形になるのではないかなというふうに考えております。

先ほど、竹内先生からもありましたが、もし、住宅・土地統計調査で一部民間委託を実施する場合は、そこは相当限定されたところにありますので、個別に重点的に指導するような形で、

カバーできるのではないかと思いますけれども。

竹内座長 それでは、3の統計利用者、民間事業者からの意見聴取について、ということがありますので、手短にお願いしたいと思います。資料3と4についてお願いします。

杉山調査企画課長 私のほうから説明いたします。

まず、資料3の統計の利用者からの意見聴取ということでございます。民間開放を進めるに当たって、特に利用者からの意見聴取についても、しっかりやっていきたいということです。資料の2枚目をごらんいただきたいですけれども、市場化テスト・民間開放に関する研究会報告の中でも、「6 今後に向けて」において「官民の統計利用者からの意見聴取の実施」というご指摘いただいているところであります。こういったものを踏まえてやるというものです。

1番目のねらいですけれども、 にありますように、民間開放に当たっての質の水準など、統計調査に求められている要件について知見を得るということでもあります。

にございますように、当面は経常3調査を中心に意見聴取を行うということを考えております。

2番目の対象者についてですけれども、ここは例示ということでご理解いただきたいと思えます。関係府省としては、特に経常3調査をよく使われている内閣府であるとか、厚生労働省を中心に聞くということです。それから、日本銀行、あるいは として、経常3調査の利活用に関知見を有する有識者ということで、学識者の方とか、シンクタンク、あるいは金融機関の調査部門の方々から聞くということを考えております。

3番目として、聴取の方法、時期でございますけれども、次回の懇談会までを目途に、事務局において意見を聴取するというところで考えてございます。調査対象には、これまでの研究会の報告書、試験調査の結果、それから家計消費状況調査の事例や経常3調査の質に関する資料などを示した上で実施したいと考えてございます。資料3は以上です。

次に、資料4をごらんください。今度は、民間事業者からの意見聴取の進め方ということでございます。これは、1番目の趣旨及び目的にあるとおり、民間事業者に確実に委託できるということが民間開放の前提条件の1つということです。先ほどご説明したとおり、そのためには対象業務の内容とか求められる質、あるいは想定される実施規模等について民間事業者に示した上で、受託可能性等について民間事業者から意見を聴取していく必要があるのではないかとこの問題意識であります。

それで、2番目の対象事業者ということですが、前回の研究会でも、ここに掲げている業界団体からこれまで意見を聞いているわけですが、今回も業界団体を通じまして、その加

盟する民間調査会社を中心にヒアリングを行いたいと考えています。あるいは昨年実施しました個人企業に関する試験調査の際に入札説明会に来た業者で、この業界団体に入っていない方々も含めてヒアリングをと考えております。

3番目の聴取方法等ですけれども、経常3調査につきましては、(1)の に書いてございますように、具体的業務の内容や求められる質、あるいは想定されるコストなどを整理した上で、事務局のほうから受託可能性等について、まず概括的なヒアリングを行わせていただきます。その結果について、次回の懇談会に報告し、ご審議いただきまして、それを受けて懇談会の中にワーキンググループを設けて、そこで対象事業者のうち数社から、10月を目途に詳細なヒアリングを実施したい、受託可能性等についてヒアリングしたいということでございます。

それから、先ほど来話題になっております平成20年の住宅・土地統計調査につきましては、同様のスタイルですけれども、試験調査の結果が上がってくる9月以降に、まず事務局で概括的なヒアリングをやらせていただきます。その後で、可能な場合には先ほど申し上げたワーキンググループに諮りまして、詳細な意見聴取を実施するというを考えてございます。

ご利用者、事業者の意見聴取の進め方については、以上の通りです。

竹内座長 ご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

統計利用者からの意見聴取というのは、どういうことについて意見を聞く予定ですか。

杉山調査企画課長 利用者の方々からは、個々の統計、特に経常3調査について、どのくらいの精度を求めるとか、あるいはある月において調査結果が欠落するとどうなるかとか、そういった生のお話を聞きたいと思っております。

竹内座長 全体としてもっと精度を上げてくれとか、こういう調査項目を追加してほしいとか、そういうような注文も出てくるのではないかと思うんです。私はそういう注文が出てきてもいいと思いますが、もし、民間開放に関する意見だけとなると、そののところはどうですか。

杉山調査企画課長 つまり のねらいに書いてあるとおりでして、質の水準などを中心に、ということになります。

竹内座長 利用者としては、質は高ければ高いほどいい、という以上に言いようがないと思いますよ。

杉山調査企画課長 この場で、こういったことを聞いたらいいいのではないかというご示唆をいただきたいと思います。

竹内座長 前の報告書の中に確かにそういうことをやるということが書いてありますが、その趣旨はというと、民間開放に関することについて利用者に意見を必ず聞くようにというので

はなく、むしろ統計全体に対する注文を聞いた方がいいという趣旨なんですね。それを民間開放の中でどこまで生かせるか、生かせないかということを考えるべきであって、直接利用者に「民間開放に関してどこに注意したらいいと思いますか」と聞くのは、ほとんど医者が患者に向かって「あなたをどうやって治療したらいいと思いますか」と聞くのと等しいわけで、あまり意味がないと思うんです。ですから、この3調査について意見を聞く、私はほかの調査も含めてですが、利用者の意見聴取を行うのは結構だと思うんですけれども、調査全般に関して意見を聞くということでない、対象者は言い甲斐がないのではないかと気がしなくもないですが。

杉山調査企画課長 確かに民間開放に絡めてというと、なかなか内容も限定されますし、こちらが求めるものからずれてしまう可能性もありますので、今まさに、なぜ統計があるのか、それがどういう目的のためなのかというそもそも論、要するに、社会の情報基盤としての統計という言葉がありますけれども、そういったところまで踏み込んで質問等を組み立てたいと思っています。

竹内座長 逆にいえば、意見聴取をする側としては、その対象者にどういうことについて意見を言ってほしいわけですか。それは別に業者から意見を聞かなくてもいいではないですか、という気がします。この調査はもうちょっといい加減でもいいね、という意見が出てくるはずはないと思うんです。それでしたら、あまり意味ないような気もするんですね。

吉澤座長代理 統計の利用者とは、こういう大きな変革があるといえますか、民間事業者へ委託するようなことが起こるとか、その他もろもろで変更のあるときには、いろいろな意味のコミュニケーションをとっておかないといけないのではないかと思います。意見聴取という言い方がいいか分かりませんが、統計のいろいろな変更について心配していることはあるわけですから、それに対して、国がこういう考え方とか、利用者の意見はどうだというやりとりをすること自体に意義があると思います。ですから、特に納期遅れなどが非常に困る、「事故」という言葉かもしれないけれども、民間で調査票の回収などに遅れが生じてしまうと、それで公表時期が遅れるというようなことになりかねず、そういうことが起こると市場では困ることになるとか、そういうことがあるわけなので、そういう観点からのリスクコミュニケーションの一環としてのやりとりをしておくことは非常に重要ではないかと思います。

舟岡委員 内閣府、厚生労働省といった関係府省は、ユーザーであると同時にメーカーでもあります。これらの行う承認統計等については、民間委託による統計調査もありますから、民間委託をしている統計にどれぐらいの精度を期待しているのか、他方、指定統計の経常的な調

査には、それとは違ったレベルの質を要求しているのか、それとも、自府省で実施しているそういう民間委託の統計調査と同等のレベルで良いと考えているのか。聞くとすれば、それくらいでしょうか。

竹内座長 舟岡さんがおっしゃることはよくわかりますけれども、そうであれば、聞き方に工夫が必要ではないかと思えます。

それから、実は民間事業者さんの意見聴取ということは重要であり、もう少し自主的にヒアリングをやっていく必要はいろいろな面であると思っていますが、これについて何かご意見ございませんか。

吉澤さん、どうですか。

吉澤座長代理 先ほど申し上げたように、この種のことを始めるときに、お互いの信頼関係が大事なのだという視点があって、お互いに協力してやらないと、決してこの国のためにならないといえますか、お互いのためにならないというような立場を明確にして、いろいろな意見を聞くという姿勢を持っていくことかと思えます。

竹内座長 去年、民間事業者の人に来ていただいてヒアリングしたことは、かなり有益だったと思います。そういう意味で、まだ有益な情報を得ることができると思いますので、もう少しご意見ないでしょうか。

舟岡委員 地方公共団体ごとに民間委託する方向ですと、各地域の実情について教えてもらったらどうでしょうか。民間業者が多数かかわれるような地域とそうでない地域、それからコスト面で費用が余計にかかる地域とそうでない地域、そういう地域の実情について、情報を収集できると有効かという気がします。

竹内座長 その場合、全国的な規模の会社が、いろいろな地域に出かけて行って、支社を利用してということもあるかもしれないけれども、その場合と、本当に地域的な会社がやる場合とでは違うと思うのですが、この場合に、地方に本拠を置く会社も、一応ヒアリングの対象としてとれますか。

杉山調査企画課長 そこは選定次第ですので、可能だと思います。

竹内座長 それはぜひとっていただいたほうがいいと思います。

それから、今、舟岡さんがおっしゃったようなことで、そこに支社も何もない会社が出かけて行って調査するときには、いろいろコストや手間が余計にかかったりするというところもあるでしょうから、そういう問題も聞いていただいたほうがいいと思います。

大橋委員 民間事業者からの意見聴取の進め方はこれでいいと思います。経常3調査と住調

の2つに関連して聞くということ、それはそれぞれにいいと思いますけれども、それにあわせて、もう少し幅広に、こういう統計調査を民間委託するに当たっては、その受け皿である調査会社の育成が必要だということが前回の研究会の報告でまとめてあったと思います。せっかくの機会ですから、業界団体であるとか、民間調査の方へのヒアリングにおいて、こういう業界なり調査会社を養成、育成するに当たって、どのような要望を持っているのか、例えば、税制の面でこういう措置をとってください、というような要望なんかについても、少し幅広くヒアリングの対象にしたらいかがでしょうか。

杉山調査企画課長 そういったことも含めて幅広く聞いていきます。

竹内座長 登録調査員をどういう形で民間も利用できるかというようなことについても、意見を聞いていただいたほうがいいと思います。将来、そういう登録調査員を民間事業者が使うという形にしないと、登録調査員のほうは失業するし、民間事業者のほうは経験のある調査員を使えないということになり、非常にもったいないですから。

この問題について何かございますか。

高橋委員 ちょっとずれるかもしれないんですが、民間事業者というのは、毎年毎年入札する、あるいは1回受けたら、ある程度プロフェッショナルに「うちはこの調査をやっています」といった、ブランドイメージとか、ビジネスとしての安定性というのを欲しがるといふうに思うんですけども、それは今回、民間開放を進める上で考慮されたり、話し合われたりしてきたことなのでしょう。つまりそういう視点も聞いてみる必要があるのではないかと思います。みんなが手を挙げてこないのはそういうところの魅力がないからで、一度入札すればよほどのことがない限り3回くらいは継続してできるようにすれば精度も上がってくるんですけども、毎回毎回、入札で値段が安いところに落ちていくというふうな形だと、とってもしゃべられないというふうな、一般的に思うと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

杉山調査企画課長 多分、公的な仕事をやるということについては、信用力という意味ではそれなりにプラスのイメージが得られると思います。それは別に統計調査の分野だけではなく、ほかの分野でもあると思います。ただ、それが強いか弱いかというのは、分野ごとに違うと思いますので、そういう問題意識のもとに、また業者の考えを聞きたいと思います。

舟岡委員 対象事業者を選定するとき、企業、事業所を対象とした調査を主とする調査会社と、世帯、個人を対象とする調査会社と、それと計数調査はあまり経験がなく、意識調査を中心に行っているところ、あるいは市場調査等を行っているところ、それぞれから事業者を選定

されるようにしていただけると、有効な情報が得られるかと思います。

竹内座長 何かご意見ございませんか。

阿向補佐 ご示唆をいただければと思っているところがございます。民間事業者プラスになる点はどういうところかを私どもは認識しておかなければいけないと思っています。しかし、また一方で民間事業者においても、しっかりと認識していただかなければならないところもあるかと思っております。例えば、先生方のご意見の中でも、国の統計調査と民間事業者がやっている、いわゆるマーケティングリサーチというような、ちょっと趣も違っている、そういうものを同じに見てしまっているのは、非常に困る場面も多く出てくるかと思っております。

例えば経常3調査のような国や市場の国際的な信頼に関わる統計にしてみますと、民間開放ができるのかと、時々思うところもございますし、またそういう思いを持っている方々もいらっしゃるかと思っておりますが、その中で民間事業者の方々に調査の質について軽く考えられてしまうことは、正直いまして非常に危ないというふうにも思っております。そういう面から民間事業者の方々が入りやすい環境をどう考えればいいのかというのと同時に、一方で、本当に大丈夫かということをどのように探っていけばいいか、こういうところも、できればご示唆いただければありがたいかと思っております。

竹内座長 今おっしゃったことは、昨年、事業者から意見を聞いたときに、むしろまじめな事業者で物事を真剣に考えていて、内容についてもかなりいろいろ知っている事業者ほど、これは大変難しいので、そう簡単に入れないという感じだったのに対して、そういうことをあまり知らない事業者は気楽に、それこそアルバイトでも集めればいいたろうというように気軽に入札してきた後で、なかなか簡単にいかないということを後になって改めて感じて、結局結果が悪かったというようなことがあります。ですから、その辺は意見聴取と同時に、こういうところに出てくる民間事業者はある程度予備知識もあるところだと思うんですけども、そういうところを通じて、どうすれば民間事業者の方に国の統計調査の難しさや、あるいは注意、要点というようなことも伝わるか、そういうことを全部の事業者に伝わるようにするにはどうしたらいいか、ということを実業者に聞くということも考えられると思うんです。こちらからの情報が確実に伝わるようなコミュニケーションの場を、うまく作ればいいと思いますね。

例えば、もしこういうところに応募する事業者が、いろいろな業界団体のようなところに入っているところに限られるならば、その業界団体を通じて、事前にこちらからの要望や、一般的なポイントを、あらかじめ情報として伝えておくというようなこともしたらいいのではないかと思います。どうですか。

杉山調査企画課長 お話がございましたように、ヒアリングを行うに当たりましては、特に経常3調査については、「こういう質が確保できないと、私どもとして難しい。こういう質は確保できますか」、という形でお伺いしたいと思っております。

例えば労働力調査についていいますと、不在世帯がございますので、何回も訪問できる調査員、調査区の近隣に居住する人が必要です。それから、毎月、全体の4分の1の調査区が入れかわり、市町村も固定しておらず広範囲に及ぶということ、これらが前提で調査員を確保できることが必要だということでございます。

それから、精度の面でいいますと、回収率100%を目指す中で、労働力調査の場合には原則3日以内で最低85%以上の回収率がないと、完全失業率の0.1レベルでの精度が確保できないので、85%の回収が原則3日以内でできますかという話とか、私どものほうからこういった精度管理の面で、この点は可能かどうかということについても、それぞれご説明をしたいというふうに思っております。

舟岡委員 やってなければわからないというのが実情かと思えます。むしろ、必須項目、加点項目という評価するときのポイントをうまくモデル化して、そのような評価項目が適切かどうか、業者選定において総合評価する際に評価すべきポイントは何かほかにあるかといったことを経常調査に焦点を絞って情報収集することは、先ほど、竹内先生がおっしゃったことを別の面からとらえることになるのではと思えます。

竹内座長 どういうところのポイントで評価するか、ということについては、むしろこういう場で、率直にこちら側の考えを言って、これで果たしていいのでしょうか、ということも問いかけたほうがいいと思うんですね。

それと同時に、ここに来た人はそういうことを十分よく理解するでしょうけれども、いいかげんな方が応募してもらっては困るので、それをどう防ぐかという問題もあります。つまり業界としても、そういう情報はほかにも書いていただきたいということ、あるいは、うまい業界団体などについて、あるのかどうかということも調べたほうがいいと思えますね。つまり、こういうところでいろいろ意見を聞いて実施したつもりなのに、後から入ってきて、いいかげんな考えで安い値段を入れられたりすると非常に困りますから、その辺は、業者側の組織の状況もある程度聞いて、なるべくコミュニケーションをよくするようにしたほうがいいと思えます。

何かご意見ございませんか。

高橋委員 民間開放の実験にせよ、実用化にせよ、やっていくときに、同じようなところに複数の業者を入れて競争させるということは、現在やっているのかどうかお伺いしたいと思

ます。例えば、入札して、1社でその地域を請け負うのか。

例えば、私が最近かかわったものでは、住宅金融公庫が住宅金融支援機構になって、サービスの会社を設定するにおいては2社か3社を確実に選ぶと、審査委員会のところで決めており、それで競争させながら、だめなところは1社なくてしてもいいと、そういう感じでやっているわけです。コンビニエンスストアなんかでも、お弁当の業者を1社にやっておくとリスクがありますから、2、3社、必ず入れてあります。おにぎりを見ていただいたらわかるように、この場で競争させていて、だめなところは排除していくんですけども、そういうふうなことができないと、質の確保というのは難しいと思うんですが、今、実験段階で、そういう競争ということを前提にしているのかどうか、競争を前提にしていれば、本当にいい加減に入ってくる事業者というのは排除しやすいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

柴沼補佐 先ほど大橋先生からご指摘、ご質問がございましたが、基本的に入札の方法としては総合評価を考えております。要するに、入札時に競争を確保するという考え方のもとにやっているということでございます。

高橋委員 つまり、必ず複数の業者が請け負っているというふうに考えてよろしいですか。

柴沼補佐 複数の業者に開かれた入札を実施するということです。

竹内座長 つまり仕事をするのは、単一の調査の場合については1業者に限るわけですか。この地域というふうに。

高橋委員 私のお伺いしているのは、そうでないほうが競争原理が働いて、精度が確保できるのではないかとということです。

竹内座長 同じ地域を2つの業者にやらせるということは、いろいろな意味で難しいと思いますが、どうですか。

柴沼補佐 おっしゃるとおりです。

高橋委員 都道府県とか、狭いから、ということですね。

川崎統計局長 もう一つは、今、典型的なのは、昨年の暮に報告させていただきましたとおり、家計消費状況調査というものが、全国規模の調査を2つに分けてやっているわけです。これはある意味、競争という意味と、リスク分散という意味と、両方あると思うのですが、現実的にこれをやってみると、両社を比べると、一方のほうが明らかに質がよくないということがあります。しかしながら、例えば先ほどのサービスの例と少し異なるというところは、いきなり業者を変えとか、やめさせるというのが非常に難しく、業者を切り替えていくプロセスも難しいということがあります。評価は割と簡単にできるんですが、競争させるということが、同

じ地域に、同じ条件でやっても、完全に同じものというのがありませんので、なかなかその入れ替えとか、競争をさせいくというのは難しいところがあるのかなと思います。

それから、もう一つは、競争させるほど、まだ事例が多く出てきていないということもあるのではないかと思います。正直に言いますと、複数の業者で競争させるほどの余力はないかと思っています。むしろこつこつ事例を重ねながら、課題を蓄積していくというのが今の段階で我々のできる限界ではないかというふうに感じております。

竹内座長 今回の段階では、原則として、次にもう一度契約をするときは、過去の実績を考慮して、実績の悪い企業は排除するということが可能だと思います。けれども、コンビニであればおにぎりが売れるものと、売れないものが自然にわかり、売れないものは淘汰すると言えるんでしょうが、統計調査の場合はそう簡単に実績たるものが出てこないですから。

高橋委員 どういう業者を選んだらいいのかということが、まだ知見として蓄積されていないのであれば、実験段階でそれをやっていくほうが、手段としては有効なのかなというふうに思われるわけです。

例えば全国学力テストも、今回2社で行って、結果はほぼ採点のところとかが出ているわけです。これなんかの調査と非常に似ているところがあると思うんですけども、それを積み重ねて、次にどうするのか。そうすると、その後の外注の部分まで、きちんと見なければいけないということを、今文科省さんも蓄積しているのかなと思うんですけども、そういう実験段階なのであれば、失敗する方向ではなくて、成功させる方向に、我々は考えなければいけないと思うので、うまくいくにはどうしたらいいのかという視点で申し上げたつもりです。

竹内座長 作為的に同じところを2社競争させる余裕は、とてもないと思うけれども、最初にも出ましたが、大規模な全国調査を1社にやらせるということは、事実上不可能です。地域に分けてやるということになれば、実施の比較はできるわけですから、それは、その後の業者の選定において、大いに参考にさせていただくということであって、その場で競争しているという形でないということです。今、競争させるのは不可能ではないかと思っています。

こういう問題というのは、なかなかおにぎり違って、味がすぐわかるわけではなく、統計調査で手抜きをされると、後で結構大変なことになりますから。そういう意味では、競争をさせるということは、ある意味では競争相手に対して不信感を前提にしているわけですけども、一方で、統計調査は業者に対する信頼がないとできる仕事ではないところがあるので、その点で直接的な競争では無理ではないかと思っています。

高橋委員 ただ、コンビニ業者の肩を持つわけではないですけども、コンビニ業者も確実

な企業と思って選んでいるけれども、食中毒とか何か起こるから複数社にしているのであって、いい加減なところを入れているとは思えないんですね。それは同じではないかと私は感じます。

竹内座長 ただ、最初から同じところに複数入れるということは非常に難しいと思います。もちろん、この場合でも、さきほどの家計消費状況調査でも、実はいわば食中毒のような問題が起こったのですが、前の企業は外して今度は2社入れたわけです。ですから、あまり中毒事件は起こらないほうがいいと思いますけれども。

吉澤座長代理 都道府県を通してやって、いろいろなところへ出す可能性があるから、いろいろな意味で比較ができるわけです。ですから、そういう情報をうまく使って指導していくとか、改善していってもらおうということが一番いいでしょう。

もう一ついいですか。

竹内座長 どうぞ。

吉澤座長代理 経常3調査のことで、先ほどのヒアリングのところでは何を聞くかというのも、大体これでいいとは思いますが、特に経常3調査の場合ですと、製表過程との関係というのが非常に密接で、そこをいつもやりとりしながら集計をして、公表しているわけです。ですから、調査をして調査票を届けば終わるというのではなくて、その次には短い期間で製表というか集計があり、その期間のやりとりは相当厳しいと思うんです。ですから、そういうところとの関係というのをよく理解してもらう必要がある部分も入れておくといいかと思います。

竹内座長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

今日は、これで終わらせていただきたいと思います。事務連絡は何かありますか。

杉山調査企画課長 特にございません。活発なご議論、ありがとうございました。

竹内座長 次回はこの日程については。

柴沼補佐 次回は、先ほどお話が出たように、9月下旬を考えておりますが、委員の皆様方のご日程を改めて確認させていただいた上で、ご連絡、ご案内させていただきます。

竹内座長 今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 4時10分 閉会